

「内航ケミカル船への新構造設備基準等の適用に関する検討会（第2回）」議事概要

開催日時：平成17年12月21日（水）14：00～16：00

開催場所：国土交通省 10階 海事局会議室

出席委員：岡村委員長、青貫委員、石綿委員、上野委員、緒明委員、大原委員、関口委員、高野委員（代理：岸本氏）、高橋委員（代理：太田氏）戸松委員、富沢委員、半田委員（代理：黒越氏）、三宅委員、吉田委員（委員長以外は50音順）

関係官庁：環境省地球環境局、国土交通省総合政策局、国土交通省海事局安全基準課、国土交通省海事局検査測度課

オブザーバー：国土交通省港湾局環境技術課環境整備計画室、海上保安庁警備救難部環境防災課

議事概要：

○資料1について事務局から前回議事概要を確認した後、資料2～6に基づき各委員から新基準適用に当たっての意見が述べられた。

○資料7、8に基づき、事務局から各委員の意見に対する検討点及び現存内航ケミカル船への新基準の適用方針案について説明が行われた。

主な発言は次のとおり。

○[委員] 一定の物質に限定して猶予期間を設けるというのは、クレオソート及び植物油のみに船型要件の猶予期間を設けるということか。汎用ケミカル等で運搬されている他の物質についても猶予期間を設けないと輸送に支障が出ると考えている。

○[事務局] 今回の検討会では、どの物質について猶予するかという議論ではなく、猶予についての基本的考え方を御議論願いたい。即ち、全ての物質に猶予期間を設けるのではなく、環境対策である点を考慮して、輸送に大きな支障等が出ると考えられる、特定の物質に限定して猶予期間を設けるという考え方でどうかということである。猶予期間についても意見を伺いたい。

○[委員] 猶予期間を設けるか否かについて、資料8の適用方針案の2①と2②は「and」か、「or」か。これによって影響が変わってくる。

○[事務局] 現時点では「and」で考えている。

○[委員] 「and」では、汎用ケミカルについて対応が困難となることも考えられるため、調査させて欲しい。

○[委員] 河川・港湾を航行する舢舨についても影響が大きい。

○[事務局] 事情はわかったので、法的な整理も含め検討したい。

○[事務局] 防火構造の要件については猶予期間を設けないということだがよいか。

- [委員] 防火構造の要件には猶予期間を設けて欲しい。現存船には荷役ポンプが機関室に存在するものもある。ポンプルームの設置など、防火構造の工事は、費用・工事期間が多大なものになる為費用を償却することができない。
- [委員] 資料7の更に検討が必要な点のうち、排出海域や排出要件については、担当省庁で別途検討となっているが、これらについて次回検討会で方針を聞くことは可能か。
- [環境省] 次回までに検討して何らかの説明をするようにしたい。
- [事務局] 附属書Ⅱ及びIBCコードの改正の動きは10年前に始まったことであり、業界関係者もその改正の影響について理解していたはずであるが、改正を踏まえた近年の建造計画がどのようなものであったか教えて欲しい。
- [委員] 業界として承知はしていたが、運賃が低迷しているため、計画的な建造を行うことができなかった。
- [委員] 経過措置を設ける具体的な物質や猶予する構造等の範囲については、各委員から意見が出ているが、適用方針については、事務局案で概ね了解されたということによいかと思う。
猶予期間を含め、この場ですぐに全ての結論を出すことは不可能であるので、本日述べられた意見等を事務局で整理してもらい、第3回の検討会で審議を行うこととしたい。
- [事務局] 次回の検討会は1月31日（火）14：00を予定することとし、詳細は後日連絡したい。

以上